

一般社団法人愛媛県訪問看護協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人愛媛県訪問看護協議会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様である。

(公告の方法)

第3条 本法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本法人は、在宅医療の柱の一つとして、その責務を果たすため、会員相互の連帶による訪問看護事業の円滑な運営及びサービスの質の確保・向上等に資する事業を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図ると共に、訪問看護等在宅ケアの推進に努め、愛媛県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業のサービスの質の確保向上等に関する調査研究及び相談・指導に関する事業
- (2) 訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催に関する事業
- (3) 訪問看護に関する知識・技術の普及・教育に関する事業
- (4) 訪問看護を推進するための保健・医療・福祉行政との連携に関する事業
- (5) 訪問看護を推進するための関係団体、関係機関との連携に関する事業
- (6) 訪問看護の広報活動に関する事業
- (7) 愛媛県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) 食品の製造販売及び介護用品等の販売に関する事業
- (9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 指定訪問看護事業者及び訪問看護に係る指定居宅サービス事業者であって本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 訪問看護に関し学識経験等を有する者であって本法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

2 全項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とし、総会における議決権を有する

(入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を

得なければならない。

2 会長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもってその旨を当該申込者に通知しなければならない。

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合は、当該会員に対し、総会の日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(入会金等の不返還)

第12条 本法人は、会員が前条の規定によりその資格を喪失したときであっても、納入した入会金及び会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人上の社員総会とする。

(種別)

第14条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他の総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度末終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、会長がが招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 総会を招集する場合は、開催日の2週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出をする。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の場合における次条の規定の適用について、その正会員は、総会に出席したとみなす

(決議)。

第20条 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第23条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 7名以上15名以内

(2) 監事 2名内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人上の代表理事とし、副会長をもって一般社団法大91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところ、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところのより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財団の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の者に関する通常総会の終結の時までとする。また、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議によって解任することが

できる。この場合には、該当役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第29条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議によって、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第30条 本法人は、一般社団法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が任務に怠ったことによる損害賠償責任を、法令の規定する額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第6章 顧問その他の機関

(顧問)

第31条 本法人には、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、学識経験等を有する者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用は弁済することができる。

(顧問の職務)

第32条 顧問は、会長の諮詢に応え、会長に意見を述べることができる。

(委員会)

第33条 会長は、本法人の事業達成のために必要な委員会を理事会の決議を経て設置し、その会を構成する委員を会員又は会員以外の者に移植することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理解をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとく又は事故があるときは、必ず、副会長が招集し、会長及び副会

長が共に欠けたとき又は事故があるときは、各理事が招集する。

- 3 理事会を招集するには、理事会に日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故にあるときは、まず、副会長がこれに当たり、会長及び副会長が共に欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が定めて順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決が加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で奠ところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び沿うん駅計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
(剩余金の不分配)

第43条 本法人は、剩余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更できる。

(解散)

第45条 法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議によって、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 付 則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(最初の会長、副会長)

第49条 本法人の最初の会長は、大西満美子、副会長は安藤真知子、顧問は久野悟朗とする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

平成28年 2月 24日